

# **TOYOHASHI FIRE-CORPS**



**豊橋市消防団 風水害対応マニュアル**

令和5年6月 修正

## 目 次

### マニュアル本文

1 基本事項 .....	1
2 活動基本方針 .....	1
3 参集の基準について .....	1
4 詰所への参集人数について .....	2
5 各階級の任務 .....	3
6 団本部、方面隊本部への伝達要領 .....	6
7 参集後の出動準備 .....	11
8 出動について .....	11
9 樋門等の閉鎖活動について .....	12
10 解除の基準 .....	12

### 別添資料

第1章 主要河川の避難指示等の判断基準 .....	14
第2章 避難指示等について .....	15
第3章 気象サイト等リンク集 .....	21

## 1. 基本事項

本マニュアルでは、水害、高潮災害、土砂災害（以下「風水害」という。）を対象に豊橋市災害対策実施要領、豊橋市消防本部警防規程、豊橋市消防本部指揮本部要綱に基づき、消防団の活動を定めるものとする。

## 2. 活動基本方針

- ・指揮命令系統の遵守を徹底し、分団ごとの判断だけで活動しない。
- ・適切に団員管理を行い、活動が長期化した場合でも配備を維持できる体制を構築する。

## 3. 参集の基準について

### （1）河川の水位上昇に伴う参集

以下の条件をすべて満たした状態で、災害対策本部からの配備要請を受けた消防団長が、原則として対象河川を管轄する消防団員を参集する。

- ・災害対策本部が設置されている
- ・管轄の河川が、水防計画に定める氾濫注意水位以上になっている

ただし、氾濫注意水位以下の水位であっても、被害発生の状況等によっては、災害対策本部が設置され、配備要請がかかる可能性があるため、水防団待機水位を超えた場合は、対象河川を管轄する消防団員は自宅待機の態勢をとること。

河川	豊川			豊橋放水路	柳生川	梅田川	佐奈川	音羽川
観測所	石田	当古	豊橋	放水路第一	花田	浜道	佐土	国府
氾濫注意水位	4.20	4.70	3.50	7.00	2.05	2.80	2.15	1.85
水防団待機水位	2.40	3.30	3.00	5.00	1.35	2.35	1.85	1.40

（単位：m）

※河川の水位上昇に伴い参集する分団

### 【一級河川豊川】

- ・第一方面隊（賀茂分団、西郷分団、玉川分団）
- ・第二方面隊（下条分団、牛川分団）
- ・第三方面隊（松葉分団）
- ・第七方面隊（花田分団、牟呂分団、吉田方分団）
- ・第八方面隊（下地分団、大村分団、津田分団、前芝分団）

### 【一級河川豊川放水路】

- ・第八方面隊（下地分団、大村分団、津田分団、前芝分団）

### 【二級河川柳生川】

- ・第二方面隊（つつじが丘分団、豊分団）
- ・第三方面隊（向山分団、新川分団、松山分団）
- ・第六方面隊（福岡分団、磯辺分団、中野分団）
- ・第七方面隊（羽根井分団、牟呂分団、汐田分団）

### 【二級河川梅田川】

- ・第四方面隊（二川分団、二川南分団、谷川分団、細谷分団）
- ・第六方面隊（栄分団、磯辺分団、大崎分団、高師分団、植田分団、野依分団、天伯分団、幸分団、芦原分団）
- ・第七方面隊（汐田分団）

### 【二級河川佐奈川】

- ・第八方面隊（前芝分団）

### 【二級河川音羽川】

- ・第八方面隊（前芝分団）

## （2）警報等の発令に伴う参集

以下の条件をすべて満たした状態で、災害対策本部からの配備要請を受けた消防団長が、警報による被害が予想される地域を管轄する消防団員又は市内全域の消防団員を参集する。

- ・災害対策本部が設置されている
- ・高潮注意報、大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、波浪特別警報、高潮警報、大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が発表されている

ただし、上記条件に関らず、被害発生の状況等によっては参集となる可能性があるため、警報等の発令が見込まれる場合は、気象情報等に注視し、自宅待機の態勢をとること。

## 4. 詰所への参集人数について

参集する団員は各部あたり原則 5 名とし、参集しない団員は、活動が長期化したときに備え、自宅にて人員交替できる体制を整えること。ただし、災害対策本部により全員参集の配備要請があった場合はこの限りではない。

5名の内訳

1名 : <u>連絡団員</u>	→ 詰所に待機し方面隊本部と常時連絡をとる
4名 : <u>活動団員</u>	→ 車両にて出動し、現場活動を行う

## 5. 各階級の任務

団員は所定の場所に参集し、各階級に応じた任務を行う。

階 級	参集場所
消防団長	災害対策本部
方面隊長・副隊長	管轄署所
分団長・副分団長・部長・班長・団員	所属詰所

### (1) 消防団長（消防団本部）

- ア 消防団を統括するため消防団本部を設置する。
- イ 指揮本部が設置された場合、中消防署（指揮本部）へ消防団本部を設置し指揮副本部長を兼務する。消防団長不在の場合は、第三方面隊長が指揮を執る。
- ウ 方面隊本部と絶えず情報交換し、各地域の災害状況の把握に努め、災害の規模に応じて、効率的な部隊運用を行う。
- エ 市内全域に及び災害情報を入手した場合は、MCA無線により「G消防団」で一斉に情報を伝達する。

### (2) 方面隊長及び副方面隊長（方面隊本部）

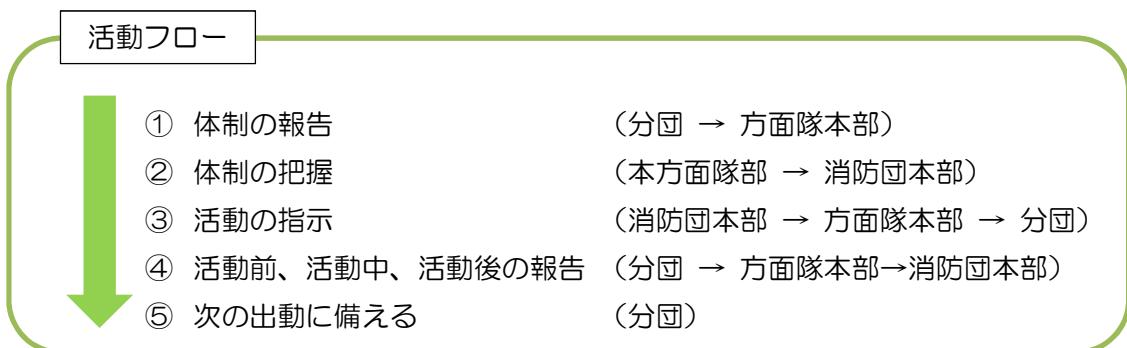
- ア 管轄消防署所へ参集し、管轄消防署所と連携して分団を統括するため方面隊本部を設置する。
- イ 隊長不在の場合は、副隊長が指揮を執る。
- ウ 方面隊毎に参集した消防団員数、出動可能な分団（部）の数をまとめ消防団本部に報告する。
- エ 消防団本部からの指示を連絡団員に伝達し、分団を統括する。ただし、消防団本部からの指示がなく緊急性の高い事案が発生した場合には、方面隊長及び副方面隊長の判断により対応するものとする。

### (3) 正副分団長、部長及び班長（連絡団員）

- ア 管轄内の状況を把握し、所属詰所に参集する。
- イ 参集団員数、詰所の被害状況、出動の可否を方面隊本部へ報告する。その後、団員から地域の被害情報を取りまとめ、方面隊本部へ報告する。
- ウ 方面隊本部からの指示を活動団員に伝達し、小隊の管理を行う。

### (4) 団員（活動団員）

- ア 参集途上では、火災状況、家屋倒壊等の人的被害状況、道路被害等の二次災害状況を把握し、分団長等に報告する。
- イ 詰所に到着後直ちに出動準備を行う。
- ウ 方面隊本部からの指示を受け活動を行う。
- エ 車両出動時には原則4名をもって編成し活動すること。
- オ 活動時には安全装備品を着装し、安全面に配慮すること。



#### 【指揮命令系統の徹底について】

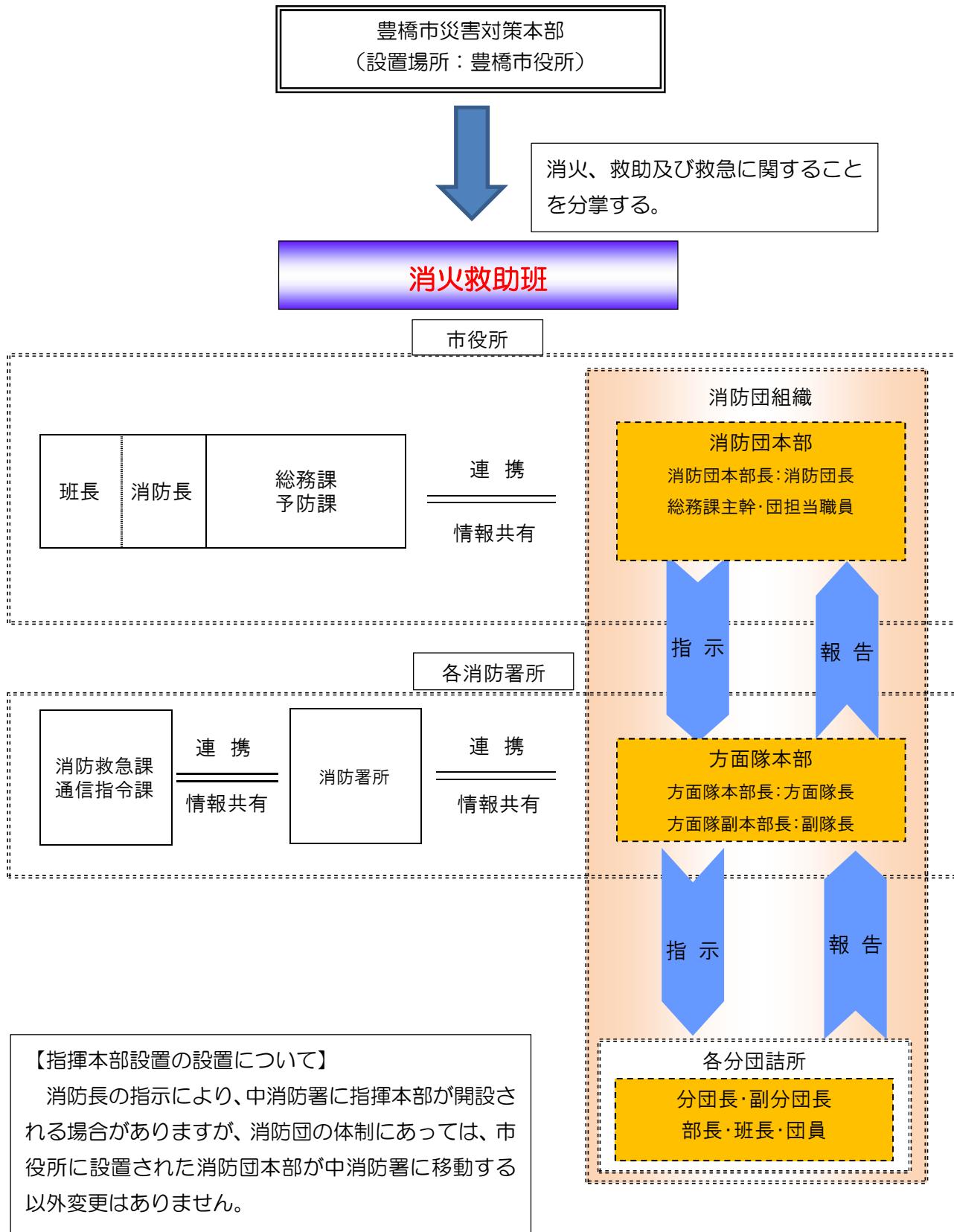
上記で記した各階級の任務に基づき、必ず、次項で示す指揮命令系統を遵守してください。

災害活動において、指揮者が配下の部隊の動きを把握できなくなった時、事故が発生するリスクが急激に高まります。全員が怪我無く活動するために、指揮命令系統の徹底について、全員が共通認識を持つようお願いします。

#### 【参考】

1. 水防団待機水位になった時の対応
  - → 参集に備え自宅で待機する。
  - ✗ → 指示を受けず詰所に参集し、分団の判断で巡視警戒を行う。
  
2. 分団詰所で待機中、管内で倒木があったと情報が直接にあった場合の対応
  - → 方面隊本部に倒木の情報を送り、指示を受けて出動する。
  - ✗ → すぐ近くなので、まずは出動して、方面隊本部には事後報告する

## 【指揮命令系統イメージ図】



## 6. 消防団本部、方面隊本部への伝達要領

### (1) 報告及び指示

分団長は豊橋市デジタル防災行政用無線（以下「MCA無線」という。）を活用して方面隊長へ、方面隊長は消防団長へ報告を行う。指示についてはその逆となる。

各分団の管轄内の指示及び報告にあってはデジタル簡易無線により情報収集を行うものとする。

### (2) 災害時の通信要領（MCA無線の通信要領）

#### ア 消防団本部への報告は個別呼出により実施

各方面隊長が消防団長へ報告する場合は、個別呼出（呼出呼称：800）にて通信を行う。

消防団長の無線機の他、消防団本部には消防本部の無線機も配備するため、消防団長の無線機が通話中の場合は、消防本部の無線へ通信を行う。（消防本部呼出呼称：100、111）

#### イ 「G消防団」での発信、原則禁止

「G消防団」での発信（全局86台）は原則禁止とする。発信は消防団長及び消防団本部からの発信のみとし、それ以外の隊長又は分団からは「G消防団」で発信はしないこと。

また、消防団長から発信し、指示を受けた場合、「G消防団」の通信では応答はしないこと。

※「了解しました」等の応答をすると、応答後5秒間は通信が切れていない状態となり、皆が応答するとこの間、全ての無線機が使用できない状態となる。

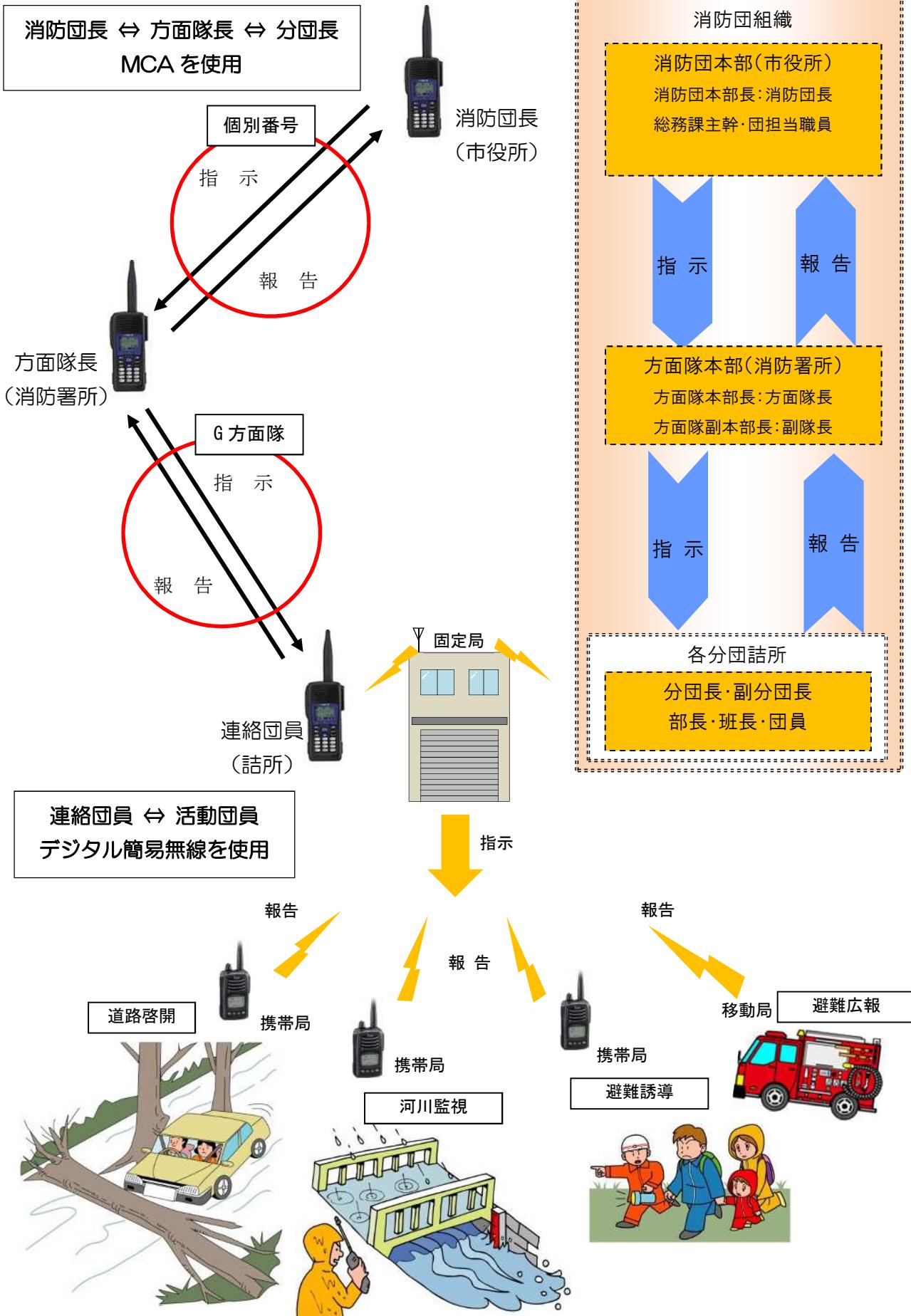
### (3) 災害時の通信要領（デジタル簡易無線の通信要領）

各分団は、あらかじめ定められたチャンネルで運用することとし、他のチャンネルでの使用は原則禁止とする。

活動団員は、移動局（積載車）、携帯局（3台）を活用し、活動の状況を基地局（消防団詰所）の連絡団員へ報告する。基地局には、連絡団員1名を配置し、情報収集に対応するとともに、MCA無線を用いて方面隊本部へ報告を行う。

方面隊本部から指示を受けた連絡団員は基地局より管轄内の団員にデジタル簡易無線により指示を行う。

【MCA 無線・デジタル簡易無線のイメージ図】



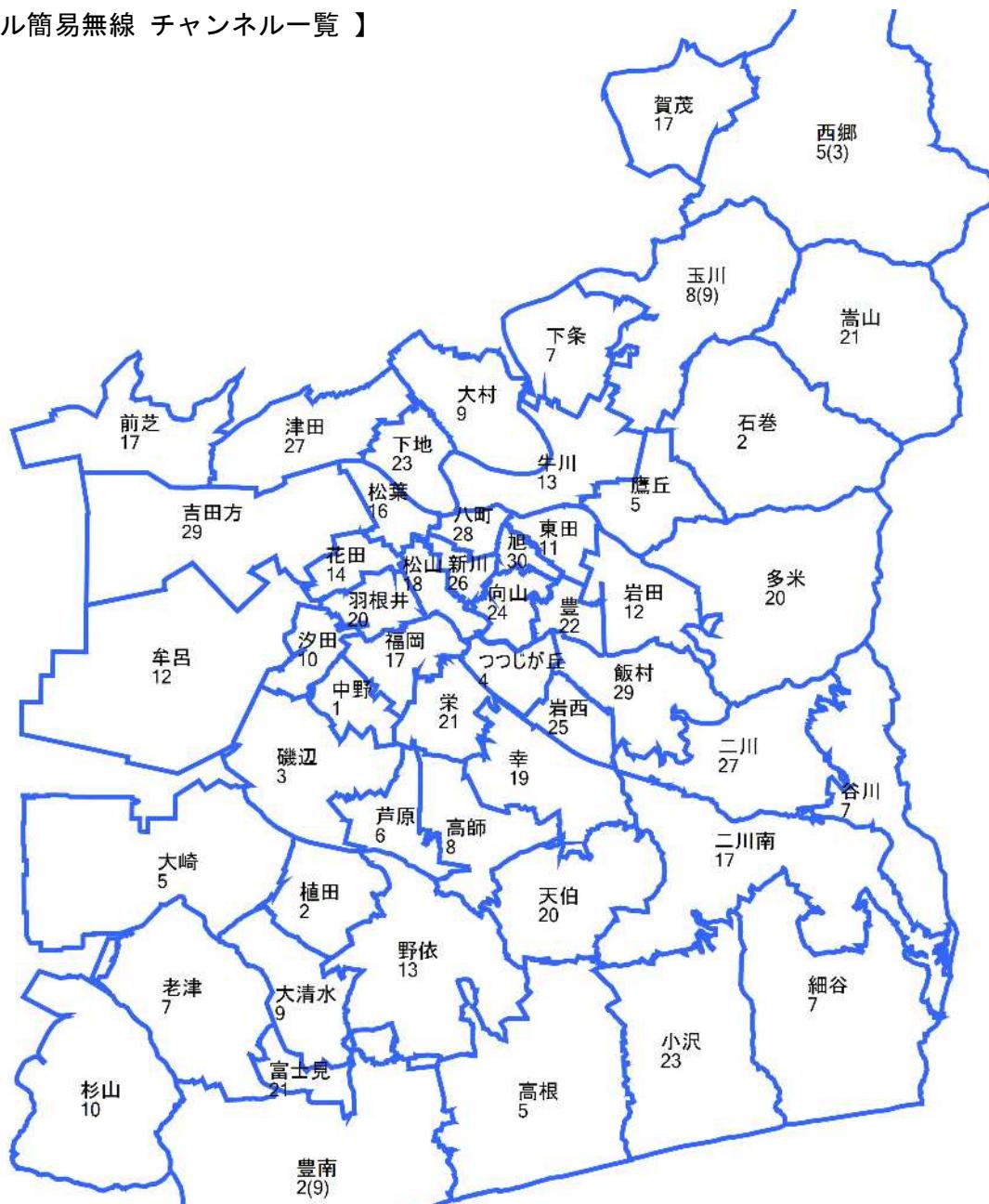
【 消防団 MCA 無線 個別番号 】

No	配備先	個別名称	個別番号	No	配備先	個別名称	個別番号	
1	第一方面隊	消防団長	消防団長	800	第五方面隊	第五方面隊長	805	
2		第一方面隊長	第一隊長	801		豊南分団城下部	豊南城下	848
3		賀茂分団第一部	賀茂・第一	809		豊南分団西赤沢部	豊南西赤沢	849
4		賀茂分団第二部	賀茂・第二	810		豊南分団東赤沢部	豊南東赤沢	850
5		西郷分団第一部	西郷・第一	811		豊南分団伊古部部	豊南伊古部	851
6		西郷分団第二部	西郷・第二	812		高根分団高塚部	高根高塚部	852
7		西郷分団第三部	西郷・第三	813		高根分団西七根部	高根西七根	853
8		西郷分団第四部	西郷・第四	814		高根分団東七根部	高根東七根	854
9		玉川分団第一部	玉川・第一	815		老津分団第一部	老津・第一	855
10		玉川分団第二部	玉川・第二	816		老津分団第二部	老津・第二	856
11		玉川分団第三部	玉川・第三	817		杉山分団第一部	杉山・第一	858
12		玉川分団第四部	玉川・第四	818		杉山分団第二部	杉山・第二	859
13		石巻分団金田部	石巻・金田	819		富士見分団	富士見分団	862
14		石巻分団神郷部	石巻・神郷	820	第六方面隊	第六方面隊長	806	
15		嵩山分団	嵩山分団	821		福岡分団	福岡分団	863
16	第二方面隊	第二方面隊長	第二隊長	802		栄分団	栄分団	864
17		下条分団	下条分団	822		磯辺分団	磯辺分団	865
18		牛川分団	牛川分団	823		大崎分団	大崎分団	866
19		東田分団	東田分団	824		高師分団	高師分団	867
20		旭分団	旭分団	825		植田分団	植田分団	868
21		多米分団	多米分団	826		大清水分団	大清水分団	869
22		岩田分団	岩田分団	827		野依分団	野依分団	870
23		岩西分団	岩西分団	828		天伯分団	天伯分団	871
24		つつじが丘分団	つつじ分団	829		幸分団	幸分団	872
25		鷹丘分団	鷹丘分団	830		芦原分団	芦原分団	873
26		豊分団	豊分団	831		中野分団	中野分団	874
27		飯村分団	飯村分団	832	第七方面隊	第七方面隊長	807	
28	第三方面隊	第三方面隊長	第三隊長	803		羽根井分団第一部	羽根井第一	875
29		向山分団	向山分団	833		羽根井分団第二部	羽根井第二	876
30		新川分団	新川分団	834		花田分団第一部	花田・第一	877
31		八町分団	八町分団	835		花田分団第二部	花田・第二	878
32		松山分団第一部	松山・第一	836		牟呂分団第一部	牟呂・第一	879
33		松山分団第二部	松山・第二	837		牟呂分団第二部	牟呂・第二	880
34		松葉分団	松葉分団	838		汐田分団	汐田分団	881
35	第四方面隊	第四方面隊長	第四隊長	804		吉田方分団第一部	吉田方第一	882
36		二川分団大岩部	二川・大岩	839		吉田方分団第二部	吉田方第二	883
37		二川分団二川部	二川・二川	840	第八方面隊	第八方面隊長	808	
38		二川南分団東部	二川南・東	841		下地分団	下地分団	884
39		二川南分団西部	二川南・西	842		大村分団	大村	885
40		小沢分団東部	小沢・東部	843		津田分団	津田分団	887
41		谷川分団	谷川分団	845		前芝分団	前芝分団	888
42		細谷分団細谷部	細谷・細谷	846		前芝分団第一部	前芝・第一	889
43		細谷分団東細谷部	細谷・東細谷	847		前芝分団第二部	前芝・第二	890

【 消防署所 MCA 無線 個別番号 】

No	配備先	個別名称	個別番号	No	配備先	個別名称	個別番号
1	通信指令課	通信指令課	101	10	西分署	西分署	108
2	中消防署	中署・携 1	102	11	大清水出張所	大清水出張	109
3	中消防署	中署・携 2	103	12	二川出張所	二川出張所	110
4	中消防署（半固定）	中署半 3	613	13	二川出張所（半固定）	二川半 2	615
5	東分署	東分署	104	14	消防本部総務課1	消総務課 1	111
6	東分署（半固定）	東分署半 2	614	15	消防本部総務課2	消総務課 2	100
7	石巻出張所	石巻出張所	105	16	指揮車1(消防救急課)	指揮車 1	112
8	前芝出張所	前芝出張所	106	17	指揮車2(消防救急課)	指揮車 2	113
9	南消防署	南消防署	107				

【 デジタル簡易無線 チャンネル一覧 】



第一方面隊		第二方面隊		第三方面隊		第四方面隊		第五方面隊		第六方面隊		第七方面隊		第八方面隊	
分団名	ch	分団名	ch	分団名	ch	分団名	ch	分団名	ch	分団名	ch	分団名	ch	分団名	ch
賀茂	17	下条	7	向山	24	二川	27	豊南	2(9)	福岡	17	羽根井	20	下地	23
西郷	5(3)	牛川	13	新川	26	二川南	17	高根	5	栄	21	花田	14	大村	9
玉川	8(9)	東田	11	八町	28	小沢	23	老津	7	大崎	3	牟呂	12	津田	27
石巻	2	旭	30	松山	18	谷川	7	杉山	10	磯辺	5	汐田	10	前芝	17
嵩山	21	多米	20	松葉	16	細谷	10	富士見	21	高師	8	吉田方	29		
		岩田	12							大清水	9				
		岩西	25							植田	2				
		鷹丘	5							野依	13				
		豊	22							天伯	20				
		飯村	29							幸	19				
		つつじが丘	4							芦原	6				
										中野	1				

## 7. 参集後の出動準備

消防団は、出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備体制をとるために、おおむね次の水防活動準備を行う。

(1) 水防の資器材の整備点検をすること。

a. 可搬式排水ポンプ*	d. 携行缶（燃料）
b. 発電機	e. チェーンソー
c. 投光器	

\*可搬式排水ポンプ配備分団

賀茂、下条、牛川、二川、牟呂、汐田、吉田方、下地、大村、津田

(2) 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所の確認をすること。

## 8. 出動について

車両出動時には原則4名をもって編成し活動すること。また、活動時には安全装備品を着装し、安全面に配慮すること。

(1) 安全装備品の着装と携帯

水防活動に従事する団員は、下記に掲げる装備を着装及び携帯し活動を行うこと。

a. 活動服	e. 合図灯
b. 雨衣	f. MCA無線機
c. 保安帽	g. デジタル簡易無線機
d. ライフジャケット	

(2) 団員の具体的活動

ア 管轄の河川、海岸等の状況・監視警戒

⇒ 管轄の河川、海岸の水位・潮位の確認を行い、災害対策本部（指揮本部が設置されている場合は指揮本部へ）に連絡する。

漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置をとること。

イ 倒木等の除去

⇒ 倒木等が発生した場合は、チェーンソーなどの資機材を用いて、道路の啓開活動を実施する。

ウ 交通誘導

⇒ 風水害による人命危険等がある場合は交通誘導を行い、浸水地域への警戒区域の設定を行う。※ 実施時間は道路管理者（国、県、市）等に現場を引渡すまでの間とする。

エ 避難広報・指示

⇒ 浸水予測地域や土砂災害危険地域の住民に対する避難広報や住民への避難広報・指示を実施する。

オ その他水防上必要な措置をとること。

## 9. 橋門等の閉鎖活動について

管理者（豊橋市役所河川課等）より委託された取扱責任者（自治会）から操作員として指名された分団が閉鎖活動を実施するものである。

地元自治会等から依頼され、橋門・陸閘の閉鎖活動等を行う分団にあっては、必ず、活動前に消防団本部に報告し、活動が終った後も同様に報告することとする。依頼元への報告は消防団本部への報告が終了した後とする。

※橋門・陸閘の閉鎖活動等を実施する分団

No	方面隊	分団名	橋門（活動箇所数）	陸閘（活動箇所数）	連絡元
1	第二方面隊	下条	2 西郷廻り橋管 下条排水橋管		下条校区自治会 豊橋市役所河川課
2	第六方面隊	大崎	1 笠松防汐水門	6 船渡船倉門扉 高打場1号門扉 高打場2号扉 城戸中1号・2号立切 笠松陸閘門扉	大崎町自治会 船渡町自治会
3	第八方面隊	前芝	2 前芝船溜橋管 青木船溜橋門	4 前芝第2号・第6号 第7号・第8号陸閘	豊橋市役所河川課

## 10. 解除の基準

河川及び海岸等における水位、潮位が氾濫注意水位以下に減じ、水防活動の必要がなくなったとき。

※必要性を判断するのは災害対策本部なので、実際は消防救助班長（消防長）の指示があった時となります。

【付 則】

平成27年 9月 作成

平成29年 6月 修正

令和 元年 6月 修正

令和 2年 8月 修正

令和 3年 6月 修正

令和 5年 6月 修正

## 【別添資料】

## 第1章 主要河川の避難指示等の判断基準

### 1 主要河川の避難指示等の判断基準表

単位:m

河川種類	豊橋呼称		通報水位	警戒水位				
	水位基準		レベル1水位 水防団待機 水位	レベル2水位 氾濫注意 水位	出動水位	レベル3水位 避難判断 水位	レベル4水位 氾濫危険 水位	レベル5水位 堤防高
	水位基準に伴う 体制・発令内容	水位観測 場所	水防団待機 (準備体制)	水防団出動 (第一非常配備)		警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
県指定周知河川	柳生川	花田	1.35	2.05	2.60	2.60	3.50	4.10
	梅田川	浜道	2.35	2.80	3.05	3.05	3.70	4.40
	佐奈川	佐土 (豊川市内)	1.85	2.15	2.40	2.45	2.80	4.03
	音羽川	国府 (豊川市内)	1.40	1.85	2.15	2.40	2.70	3.57
国指定洪水予報河川	洪水予報(*1)			氾濫注意 情 報		氾濫警戒 情 報	氾濫危険 情 報	氾濫發生 情 報
	水位基準に伴う 体制・発令内容				※賀茂霞 警戒レベル3	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
	豊川	当古 (豊川市内)	3.30	4.70	5.10	6.20	7.10	- (*3)
	豊川:賀茂霞	石田 (新城市内)	2.40	4.20	4.70	6.20	7.40	- (*3)
	豊川:下条霞	石田 (新城市内)	2.40	4.20	4.70	6.20	7.40	- (*3)
	豊川:牛川霞	石田 (新城市内)	2.40	4.20	4.70	6.20	7.40	- (*3)
	豊川	豊橋・船町 (*2)	3.00	3.50	4.00			
	豊川放水路	放水路第一 (豊川市内)	5.00	7.00	7.60	9.10 (* 4)	9.10 (* 4)	(*4)
	参考:内閣府ガイドライン上 の体制・発令内容	警報級の可能性 (早期注意情報)	洪水注意報 大雨注意報等		警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保	

\* 1:「洪水予報」とは、気象台(名古屋地方気象台)と河川管理者(豊橋河川事務所)が共同で洪水予報を水防管理者等に通知すると共に報道機関を通じ一般に周知する。

\* 2: 豊橋・船町観測所は、水防団に対し発令される水防警報に関する観測所のため、出動水位までしか水位基準の設定がない。

\* 3: 堤防高は設定されているが、設定値より低い水位で氾濫の発生が予想されるため、洪水予報の「氾濫発生情報」が発表された場合等に、「緊急安全確保」を発令することとする。

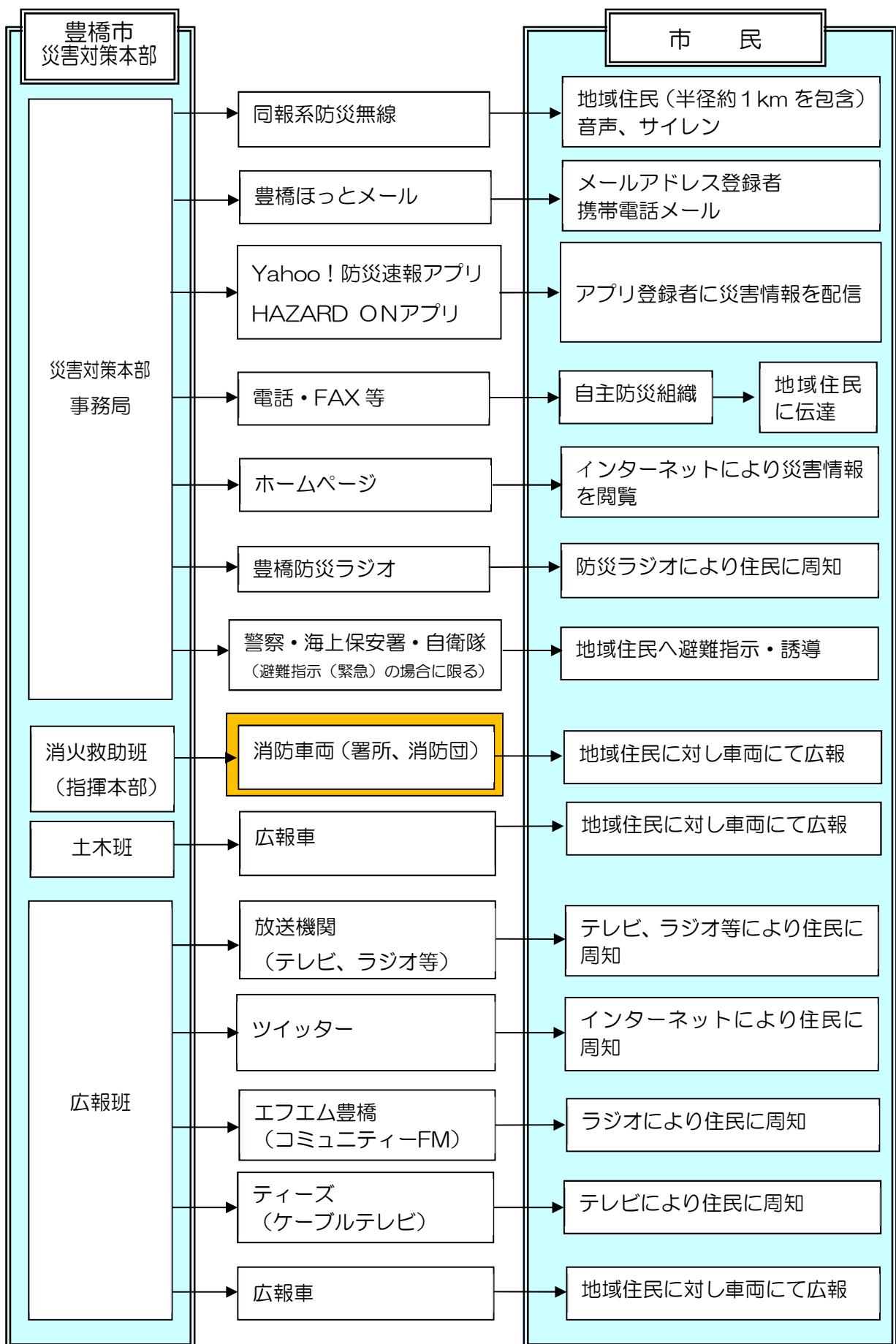
【参考 堤防高】当古:7.62m、石田:8.13m、豊橋・船町:6.16m、放水路第一:10.64m

\* 4: 豊川放水路の水位基準のうち、「避難判断水位」は洪水予報で「氾濫警戒情報」が発表された場合は「高齢者等避難」を、「氾濫危険水位」は洪水予報で「氾濫危険情報」が発表された場合は「避難指示」を、「氾濫発生情報」が発表された場合は「緊急安全確保」を発令することとする。

\* 5: 上記水位観測所以外に、国指定周知河川の震簡易水位計、県周知河川の危機管理水位計の水位状況も観測すること。

## 第2章 避難指示等について

### 1 避難指示等に係る伝達方法



## 2 避難指示等の伝達文（例）

### （1）【警戒レベル3】高齢者等避難

ア 避難所開設あり又は避難情報と同時に開設する場合

警戒レベル3、危険な場所から高齢者等は避難。

こちらは、豊橋市消防団 ○○分団です。

昨夜からの大雨により、

- ① △△川の水位が上昇し、○○水位観測所で避難判断水位を超える。今後、浸水するおそれがあります。
- ① △△川の水位が上昇し、今後、水があふれるおそれがあります。
- ② 1時間後には道路冠水のおそれがあります。
- ④ 土砂災害の発生するおそれがあります。

など

このため、○○時○○分に△△町（××地区）に

警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。

避難に時間を要する方は、○○校区（地区）市民館へ避難を開始してください。

### ※高齢者等避難を伝達する場合の注意事項

- ア [ ]部分については高齢者等避難を出すに至った情報（状況）を簡潔に伝達すること。
- イ ( )内については、必要に応じ、適宜伝達すること。
- ウ 避難所については、具体的な避難所名（原則として、直近の避難所）を伝達すること。  
なお、水害の場合については、今後の浸水予測を踏まえ、避難所を選定すること。

### ※避難所における感染症対策について

感染症等が拡大状況にある中で避難所を開設する際は、市民に対し感染症予防を講ずるよう伝達すること。

#### 【例文】

避難所の三密を避けるため、事前に親戚の家に避難する等の対策を取っていただくほか、避難所に避難する際は、マスク・体温計・防寒具等を持参するなどの感染症対策をお願いします。

また、避難所での密集解消にご協力ください。

## イ 避難所開設なしの場合

警戒レベル3、危険な場所から高齢者等は避難。

こちらは、豊橋市消防団 ○○分団です。

昨夜からの大雨により、

- ③ △△川の水位が上昇し、○○水位観測所で避難判断水位を超え、今後、浸水するおそれがあります。
- ② △△川の水位が上昇し、今後、水があふれるおそれがあります。
- ③ 道路冠水のおそれがあります。
- ④ 土砂災害の発生するおそれがあります。

など

このため、○○時○○分に△△町（××地区）に

警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。

避難に時間を要する方は、安全な場所へ自主避難を開始してください。

### ※高齢者等避難を伝達する場合の注意事項

ア [-----]部分については高齢者等避難を出すに至った情報（状況）を簡潔に伝達すること。

イ ( )内については、必要に応じ、適宜伝達すること。

ウ 避難所については、開設している避難所を別途情報伝達すること。

※避難所開設の有無に関わらず、高齢者等避難を出すべき状況のときは直ちに高齢者等避難を出すこと。

## (2) 【警戒レベル4】避難指示

## ア 避難所開設あり又は避難情報と同時に開設する場合

警戒レベル4、危険な場所から直ちに全員避難。

こちらは、豊橋市消防団 ○○分団です。

昨夜からの大雨により、

- ① △△川の水位が上昇し、○○水位観測所で氾濫危険水位を超えていました。
- ② 川の水位が上昇し、今後、床下浸水が始まるおそれがあります。
- ③ △△川の水位が上昇し、水があふれるおそれがあります。
- ④ 道路冠水がいたる所で発生しており、床下浸水の可能性が出てきました。
- ⑤ 土砂災害の発生する危険が更に高まってきました。

など

このため、○○時○○分に△△町（××地区）に

警戒レベル4、避難指示を発令しました。

該当する地区の方は、○○校区（地区）市民館へ避難してください。

避難所への避難が困難な場合は、屋内の高い場所で待機してください。

## ※避難指示を伝達する場合の注意事項

- ア [-----] 部分については避難指示を出すに至った情報（状況）を簡潔に伝達すること。
- イ ( ) 内については、必要に応じ、適宜伝達すること。
- ウ 避難所については、具体的な避難所名（原則として、直近の避難所）を伝達すること。  
なお、水害の場合については、今後の浸水予測を踏まえ、避難所を選定すること。
- エ 避難に支障となる状況（浸水、かけ崩れ等による道路封鎖など）がある場合はその状況もあわせ伝達すること。

## ※避難所における感染症対策について

感染症等が拡大状況にある中で避難所を開設する際は、市民に対し感染症予防を講ずるよう伝達すること。

## 【例文】

避難所の三密を避けるため、事前に親戚の家に避難する等の対策を取っていただくほか、避難所に避難する際は、マスク・体温計・防寒具等を持参するなどの感染症対策をお願いします。

また、避難所での密集解消にご協力ください。

## イ 避難所開設なしの場合

警戒レベル4、危険な場所から直ちに全員避難。

こちらは、豊橋市消防団 ○○分団です。

昨夜からの大雨により、

- ① △△川の水位が上昇し、○○水位観測所で氾濫危険水位を越えています。
- ② 川の水位が上昇し、今後、床下浸水が始まるおそれがあります。
- ③ △△川の水位が上昇し、水があふれるおそれがあります。
- ④ 道路冠水がいたる所で発生しており、床下浸水の可能性が出てきました。
- ⑤ 土砂災害の発生する危険が更に高まっています。

など

このため、○○時○○分に△△町（××地区）に警戒レベル4、避難指示を発令しました。

該当する地区の方は、安全な場所へ直ちに避難してください。

安全な場所への避難が困難な場合は、屋内の高い場所で待機してください。

（なお、浸水により××道路は通行できません。△△の方へ迂回して避難してください）

### ※避難指示を伝達する場合の注意事項

ア [-----] 部分については避難指示を出すに至った情報（状況）を簡潔に伝達すること。

イ ( ) 内については、必要に応じ、適宜伝達すること。

ウ 避難所については、開設している避難所を別途情報伝達すること。

※避難所開設の有無に関わらず、避難指示を出すべき状況のときは直ちに避難指示を出すこと。

エ 避難に支障となる状況（浸水、がけ崩れ等による道路封鎖など）がある場合はその状況もあわせ伝達すること。

### (3) 【警戒レベル5】緊急安全確保

災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。  
こちらは、豊橋市消防団 ○○分団です。

昨夜からの大雨により、

- ① 川の水位が上昇し〇〇水位観測所で堤防高を超えています。
- ② △△川が決壊（水があふれた）しました。
- ③ 近隣で土砂災害が発生しており、非常に危険な状況です。

など

このため、〇〇時〇〇分に△△町（××地区）に

【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。

該当する地区の方で、避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急避難するか、屋内 の安全な場所に避難してください。

#### ※緊急安全確保を伝達する場合の注意事項

- ア [-----] 部分については緊急安全確保を出すに至った情報（状況）を簡潔に伝達すること。
- イ ( ) 内については、必要に応じ、適宜伝達すること。
- ウ 避難に支障となる状況（浸水、かけ崩れ等による道路封鎖など）がある場合はその状況もあわせ伝達すること。

### 第3章 気象サイト等リンク集

川の防災情報（国土交通省）  
<http://www.river.go.jp/>



川の防災情報（愛知県）  
<http://www.kasen-aichi.jp/>



愛知県土砂災害防災情報（愛知県建設部砂防課）  
<http://www.sabo.pref.aichi.jp/>



気象庁あなたの街の防災情報  
<https://www.jma.go.jp/bosai>



豊橋市雨量観測マップ  
<http://saigaikisyou.tousan-fd.jp/toyohashi/uryou/index.html>



豊橋ほっとメール登録  
<http://apps.sugumail.com/toyohashi/>



ios 用



Android 用



防 災 ア プ リ 「ハ ザ ー ド ン」  
<http://toyohashi-city.site.ktaiwork.jp>



豊橋市消防団 風水害対応マニュアル  
平成27年9月策定 令和5年6月改訂  
豊橋市消防団、豊橋市消防本部  
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地  
Tel 0532-51-3111  
E-mail shobo-somu@city.toyohashi.lg.jp